

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (平成28年6月3日法律第68号)の概要

1. 目的 (第1条関係)

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするものであること。

2. 定義 (第2条関係)

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいうこと。

3. 国及び地方公共団体の責務 (第4条関係)

1. 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有すること。
2. 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

4. 教育の充実等 (第6条関係)

1. 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
2. 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた法務省の取組について

法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動に取り組むとともに、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じて被害の救済を図っている。

■法務省の人権擁護機関における啓発活動等の例

- (1) 啓発動画(法務省YouTubeチャンネル)
- (2) [ポスター・リーフレット・啓発冊子\(マンガ\)](#)
- (3) 交通広告
- (4) インターネット広告
- (5) スポット映像([YouTube](#))
- (6) 人権教室等の各種研修
- (7) [ヘイトスピーチ解消コラム](#)
- (8) スポーツ組織と連携協力した啓発活動
- (9) 相談窓口の周知([人権相談窓口](#))

詳細は以下URLを御覧ください。
[法務省：ヘイトスピーチ、許さない。](#)

↓法務省作成の啓発ポスター

